



うちなー健康経営宣言

社会保険労務士法人ブライトン

第 159 号

令和 3 年 4 月 1 日 登録

令和 7 年 11 月 12 日 更新

代表者メッセージ

弊所は信用・誠実・実績をモットーにお客様により良い品質と高い満足度を与え、企業の充実・発展・継続に寄与し、社会に貢献する中堅企業を目指しております。
そのためにもまず職員一人ひとりが心身共に健康で楽しく働ける環境が重要だと考えています。
顧問先企業のお手本となる様「うちなー健康経営宣言」を実践し、社員一丸となって健康の維持・増進に向けて取り組んで参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
6. 感染症予防に取り組む
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する